

カーボン・クレジット市場に係る制度要綱

2023年6月9日

株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

2050年カーボンニュートラル目標実現のため、2023年2月、政府より「GX実現に向けた基本方針」において、カーボンプライシングの制度設計として「排出量取引制度」の導入が示され、2023年度からの試行取引、2026年度からの本格稼働が予定されており、その中で2023年度における「カーボン・クレジット市場の創設」が期待されております。

当取引所は、2022年度に経済産業省から受託、実施した「カーボン・クレジット市場の技術的実証等事業」（以下「実証事業」といいます。）から得た知見と市場運営の経験を活かし、カーボン・クレジット市場（以下「本市場」といいます。）を開設することとします。

なお、本市場は、当取引所が開設する上場株式等の金融商品市場とは異なる市場となります。

II. 概要

※印は、2022年度に実施した実証事業と異なる項目について記載しています。

| 項目 | 概要 | 備考 |
|-----------|---|--|
| 1. 売買の方法等 | | |
| (1) 売買の対象 | <ul style="list-style-type: none">算定割当量その他これに類似するもの（以下「カーボン・クレジット」といいます。）のうち、J-クレジットを売買の対象とします。J-クレジットには、国内クレジット制度からの移行型、J-VER 制度からの移行型、地域版 J-クレジット、J-VER（未移行）、地域版 J-VER（未移行）、国内クレジット（未移行）を含みます。 | <ul style="list-style-type: none">J-クレジットとは、経済産業省、環境省及び農林水産省が管轄する国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づき認証された温室効果ガス排出削減・吸収量のことをいいます。 |
| (2) 売買の方法 | <ul style="list-style-type: none">本市場では、売買立会による売買を行います。 | |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|-------------------------------------|--|---|
| (3) 休業日及び臨時休場日 | <ul style="list-style-type: none"> 本市場において売買を行う日は当取引所の定める休業日、当取引所が必要と認める臨時休業日及び臨時休場日以外とします。 当取引所の定める休業日は、日曜日、国民の祝日、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日、前日及び翌日が国民の祝日である日、土曜日、年始3日間、12月31日とします。 当取引所が設置する売買システム（以下「カーボン・クレジット市場システム」といいます。）又はクレジット登録簿がシステムメンテナンスその他の事由により停止される場合には、本市場の臨時休場日を定めることがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 当取引所が開設する上場株式等の金融商品市場と同一の休業日です。 カーボン・クレジット市場システムについては、3.(1)を参照ください。 J-クレジットに係るクレジット登録簿は、「J-クレジット登録簿システム」をいい、「J-クレジット登録簿システム」とは、J-クレジット制度に基づいて温室効果ガスの排出削減・吸収量を認証し、発行されるJ-クレジットの保有、移転、無効化等を記録するためのシステムです。詳細はhttps://j-creditregistry.go.jp/toppage.htmlを参照ください。 |
| 2. カーボン・クレジット市場参加者 (1) 参加者制度の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 本市場に参加するための市場参加者として「カーボン・クレジット市場参加者」（以下「参加者」といいます。）を設けます。 参加者は、当取引所の本市場における公正な価格形成及び安定的な決済の実施を確保し、もってカーボンプライシングの機能の維持及び向上に努めるものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> 当取引所の総合取引参加者も登録の申込み等を行う必要があります。 実証事業において実証参加者であった者も改めて手続きを行う必要があります。具体的な提出書類は2. |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|----------------------------------|--|--|
| <p>(2) 参加者登録等</p> <p>① 登録の要件</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 参加者となるためには、当取引所に申し込み、登録を受けるものとします。 • 参加者の登録を受けることができる者は、以下の a から f までを満たす者としてします。 <ul style="list-style-type: none"> a 法人、政府、地方公共団体又は任意団体のいずれかであること b 業務を安定的に行う体制が整っていること c 当取引所の参加者として十分な社会的信用を有し、社会的信用の欠如している者その他当取引所の目的及び市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること d 債務超過でないこと e 当該登録申込者名義の預貯金口座及びクレジット登録簿の口座（以 | <p>(2) ②を参照ください。</p> <p><u>※顧客が適格請求書発行事業者であるか否かの管理を行うことが困難であるため、参加者が、他者の注文の取次ぎを行うことは不可とします。なお、顧客との間の売買を本市場外で行ったうえで参加者自身が本市場で売買することは、上記の取次ぎに該当しません。</u></p> <p>• 適格請求書発行事業者とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。以下同じ。）¹第 2 条第 1 項第 7 号の 2 に定める事業者のことをいいます。</p> <p>• 個人は登録を受けることができません。</p> <p><u>※業務を安定的に行う体制として、具体的には複数名の役職員が従事することを要件とします。</u></p> <p><u>※2023 年 10 月 1 日より消費税の仕入</u></p> |

¹ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）による改正後の消費税法をいいます。

| 項目 | 概要 | 備考 |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>② 参加者の登録の申込み</p> <p>③ 決済口座の指定</p> | <p>下「クレジット口座」といいます。) を開設していること並びに適格請求書発行事業者であること</p> <p>f 代表者、役員又は重要な使用人のいずれかが以下のいずれにも該当しない者であること</p> <p>(a) 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>(c) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含みます。)又は法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含みます。)に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなった日から5年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の登録の申込みは、当取引所所定の申込書を当取引所に提出して行います。 ・ 申込書には、以下に掲げる書類を添付することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 会社概要 b 財務書類 (貸借対照表、損益計算書等) c 預貯金口座及びクレジット口座情報 d クレジット口座を有することを証する書面 e 適格請求書発行事業者であることを証する書面 f 担当者連絡先一覧 <p>・ 登録申込者は、申込みにあたり、本市場での売買の決済に用いるための、自己名義の預貯金口座及びクレジット口座を指定するものとします。</p> | <p><u>税額控除の方式として適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度) が導入されることに伴い、参加者を適格請求書発行事業者に限ることとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クレジット口座は参加者名義かつJ-クレジット登録簿システム内の口座情報に記載の利用権限が「口座保有者」である口座とします。 ・ 申込書及び申込書の提出方法については、当取引所ウェブサイトに掲載します。 ・ 左記に記載する書類の他、必要に応じて、別途、書類の提出を求めています。 ・ 政府、地方公共団体、当取引所上場会社又はJPXグループの取引参加者等については、左記a及びbの提出を免除します。 ・ 預貯金口座及びクレジット口座の指定は、原則として、それぞれ一の口座とします。ただし、当取引所が認 |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|---------------------|---|--|
| ④ 登録料の納入及び参加者保証金の預託 | <ul style="list-style-type: none"> 当取引所が、登録の要件を満たすこと、申込書及び添付書類の不備がないことを確認した後、登録申込者は、当取引所が指定する期日までに、登録料の納入及び当取引所が必要と認める場合には参加者保証金の預託を行うものとします。 | <p>めた場合には、複数の口座を組み合わせた指定を行うことができます。</p> <p><u>※登録料及び参加者保証金について規定します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当分の間は登録料は無料とし、参加者保証金は不要とします。 |
| ⑤ 参加者の登録 | <ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、④の履行の確認後、登録申込者を参加者として登録します。 | <p><u>※参加者名は当取引所のウェブサイト</u></p> <p><u>で一律公表します。</u></p> |
| ⑥ 登録後のシステムテストの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 参加者として登録を受けた場合には、参加者は、当取引所が指定した期日までにログイン確認等のシステムテストを行うものとします。 | |
| (3) 参加者の義務 | | |
| ① 参加者からの届出及び報告 | <ul style="list-style-type: none"> 参加者は、参加者名の変更、預貯金口座の変更等があった場合には、当取引所に対し、遅滞なく、その旨の届出を行うものとします。 2.(2)①に定める事項を満たさなくなった場合又は当取引所の市場におけるカーボン・クレジットの売買及び売買に伴う処理に関して必要な事項を定めるカーボン・クレジット市場利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に違反した場合等には、当取引所に対し、直ちに、その旨の報告を行うものとします。 | |
| ② 市場参加に関する料金の納入 | <ul style="list-style-type: none"> 市場参加に関する料金は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 基本料 b 売買手数料 c 決済手数料 | <p><u>※市場参加に関する料金について規定</u></p> <p><u>します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当分の間はいずれの料金も無料とします。 |
| (4) 参加者の登録の解除 | <ul style="list-style-type: none"> 参加者が参加者登録の解除を希望する場合の届出について定めます。 | |
| (5) 当取引所による監理及び調査等 | <ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、公正な価格形成及び円滑な決済確保の観点から、本市場における参加者の注文、売買及び決済の状況を監理するものとします。 | |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>(6) 参加者の処分等</p> <p>① 参加者の処分</p> <p>② 決済不履行等を発生させた参加者に対する措置</p> <p>③ 参加者の処分の公表</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、上記の監理若しくは本市場の運営に鑑みて必要があると認める場合は、参加者に対し、上記当該参加者の本市場における売買若しくは決済又は当該参加者のカーボン・クレジットに係る業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができるものとします。参加者は、報告又は資料の提出の請求を受けたときは、当取引所が定める方法により遅滞なくこれを行うものとします。 ・ 当取引所は、参加者が <ul style="list-style-type: none"> — 2. (2) ①に定める事項を満たさなくなった場合 — 5. に定める決済不履行等が発生した場合 — 本利用規約に違反した場合 必要に応じて当該参加者に説明を求めたうえ、売買の停止若しくは制限、登録の取消し（以下「売買の停止等」といいます。）、又は改善要請を行うことができるものとします。 ・ 当取引所は、売買の解除の原因となる決済不履行等を発生させた参加者に対して、経緯書の徴収を行い、決済不履行等の原因及びその分析並びに再発防止対策等について報告を受けるものとします。 ・ 当取引所が、売買の停止等を行った場合は、当該参加者名等を公表することができるものとします。 | <p>※売買の停止等を行う場合の公表の措置について規定します。</p> |
| <p>3. 売買立会</p> <p>(1) 売買の方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買立会による売買は、カーボン・クレジット市場システムにより行います。 ・ 売買立会による売買は、競争売買により行います。 ・ 売買立会は、午前1回（午前11時30分）及び午後1回（午後3時00分）とします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ カーボン・クレジット市場システムは既存の株式やデリバティブ等の売買システムとは異なる、カーボン・クレジット専用の売買システムです。インターネットからのアクセス |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>(2) 決済日</p> <p>(3) 売買注文の種類</p> <p>(4) 売買の区分</p> <p>(5) 呼値の方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買約定が成立した日から起算して6日目（1.（3）に定める休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外します。以下、日数計算について同じとします。）を決済日とします。 ・ 売買注文は、価格を指定した注文（指値注文）のみとします。 ・ 当取引所は、本市場におけるカーボン・クレジットの売買については、カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定して行うものとします。 ・ 売買の区分は、別表により定めるものとします。 ・ 参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行うものとします。 ・ 参加者は、呼値を行う際は以下の事項を当取引所に対して明らかにするものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 売買の区分 b 売付け又は買付けの区別 c 売付けを行おうとするときは、当該売付けが成立した場合に移転するカーボン・クレジットに関するクレジット認証番号 d 注文数量 e 注文値段 | <p>によりログイン、発注等の操作が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者には、カーボン・クレジット市場システムにログインするためのユーザ ID を付与します。 ・ 価格を指定しない成行注文は不可とします。 ・ J-クレジットの売買では、当分の間、「小分類」を売買の区分とした売買は行わないこととします。 ・ 呼値とは、参加者が当取引所の市場において売買注文を行おうとする際に、その売買注文の内容、例えば、売りか買いかの別、値段等を表示することをいいます。 ・ J-クレジットに係るクレジット認証番号は、J-クレジットの認証時にプロジェクトの認証ごとに付与される番号をいいます。 |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|---------------------|--|--|
| (6) 売買約定成立の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市場における競争売買は、売買の区分ごとに売り注文と買い注文を集約し、以下の呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させることにより行います（板寄せ方式）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先します。 ② 同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先します。 ・ 売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段として、呼値の順位に従い、対当する呼値の間に本市場における売買を成立させます。 <ul style="list-style-type: none"> a 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量 b 当該値段による呼値については、売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ザラバ方式による売買は行いません。 ・ 呼値の変更を行った場合、注文数量の変更（数量削減）の場合は変更前の時間を、注文値段の変更又は注文数量の変更（数量増加）の場合は変更後の時間を基準とします。 |
| (7) 注文受付時間及び注文の有効期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 注文受付時間は、午前9時00分から午前11時29分及び午後0時30分から午後2時59分とします。 ・ 入力した注文は、当該注文が取り消されるまで有効とします。 ・ 呼値の制限値幅を超えた注文は、取り消されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力した注文は取り消されない限り、順次、次の立会（翌日の立会を含む。）に持ち越されます。 |
| (8) 呼値の単位及び売買単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・ カーボン・クレジットの売買では、呼値の単位及び売買単位を設けます。 ・ J-クレジットの呼値の単位及び売買単位は以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 呼値の単位：1円 ➤ 売買単位：1t-CO₂ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買単位とは、一度の呼値で売買可能な最小単位をいいます。 |
| (9) 呼値の制限値幅及び基準値段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ カーボン・クレジットの売買では、呼値の制限値幅を設けます。 ・ J-クレジットの呼値の制限値幅は基準値段の上下90%（円位未満の | <p>※適正な価格形成を妨げない範囲にお</p> |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|---------------------------------------|---|--|
| <p>(10) 通知</p> <p>(11) 臨時停止・規制措置等</p> | <p>端数が生じた場合は、切り捨てます。) とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • J-クレジットの基準値段は、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 一の日における最初の立会 <ul style="list-style-type: none"> (a) 前日に売買約定が成立した売買の区分については、前日の最終約定値段 (b) 前日に売買約定が成立しなかった売買の区分については、前日の基準値段 (c) (a) 及び (b) で定める値段が適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所が適当と認めた値段 b 一の日における2回目以降の立会 <ul style="list-style-type: none"> (a) 同一日内の直前の立会で売買約定が成立した売買の区分については、当該直前の立会における約定値段 (b) 同一日内の直前の立会で売買約定が成立しなかった売買の区分については、当該直前の立会における基準値段 (c) (a) 及び (b) で定める値段が適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所が適当と認めた値段 • 当取引所は、売買約定が成立したときは、その内容を売り方参加者及び買い方参加者に通知します。 • 当取引所は、カーボン・クレジット市場システム又はクレジット登録簿において障害が発生した場合又はシステムメンテナンス等により運用が停止される場合には、取引の一部又は全部を臨時に停止することができるものとし、その他、必要があると認めるときは、取引の一部若しくは全部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができるものとし、 • 当取引所は、本市場の運営に係る安定性確保の観点から必要と認めた | <p><u>いて、誤発注を防止する観点から呼値の制限値幅を実証事業終了時の100%から90%に引き下げます。</u></p> |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|------------------------|---|--|
| (12) 約定値段等の公表等 | <p>場合には、次の措置その他の当取引所が適当と認める売買又は決済に関する規制措置を講じることができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総売付数量又は総買付数量の制限 ➤ 一注文当たりの数量又は金額の制限 ➤ 一参加者又は参加者全体による注文の件数制限 ➤ カーボン・クレジットの移転の制限 ➤ 決済日又は決済時限の前倒し又は延長 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、売買が成立したときは、当取引所が定めるところにより、以下の a 及び b の方法でその約定値段を公表します。 <ul style="list-style-type: none"> a 当取引所のウェブサイトでの公表 <ul style="list-style-type: none"> 一の日における 2 回の立会において成立した約定値段及び売買高を売買の区分ごとに、当取引所のウェブサイト上に公表します。 b カーボン・クレジット市場システムによる公表 <ul style="list-style-type: none"> 参加者は、売買の区分ごとの注文状況、立会ごとの全ての約定値段及び売買高を確認することができます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載時刻は毎日午後 4 時頃を予定しております。 <p>※カーボン・クレジット市場システムにおいて約定値段等の情報を確認することができる「参照者」及び「参考価格」を算出するための価格情報を提供する「指定参加者」の設定は行いません。</p> |
| 4. 決済 (1) 決済の数量等の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市場において成立した売買約定の決済は、3. (6) に定める方法により決定した各売買約定を単位（以下「決済単位」といいます。）として、3. (4) に定める売買の区分と同一のカーボン・クレジットであって当該売買約定に係る数量に相当するものの移転及び当該売買約定に係る売買代金等（売買代金及びその消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）相当額（約定値段に約定数量を乗じて得た額を課税標準として算出した金額（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とします。以下同じ。）の合計額をいいます。以下同じ。）相当 | <p>※決済の相手方については、表示しないこととします。</p> |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|-------------------------------------|--|--|
| <p>(2) 支払代金及び受領代金</p> <p>① 支払代金</p> | <p>額の金銭の授受について、当取引所の定める方法により行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、決済単位ごとにカーボン・クレジットの数量及びクレジット認証番号並びに売買代金等を、カーボン・クレジット市場システムを通じて当該売買約定の当事者である参加者に通知します。 ・ 売り方参加者は、当該通知の内容を確認し、3.(5)cにより指定したクレジット認証番号に過誤がある場合又は約定したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合は、ただちに、その旨及び以下のa又はbに掲げる事項を、当取引所に申告しなければならないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 当該売り方参加者が、当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットを保有しており、かつ、当該カーボン・クレジットによって当該売買約定に係る決済を行うことを希望するときは、その旨及び訂正後のクレジット認証番号 b 当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットを保有していないとき又は当該売買約定と同数量以上かつ同一の売買の区分に属する別のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットを保有しているが当該売買約定に係る決済を行うことを希望しないときは、引渡しクレジットの全部又は一部の移転が困難である旨 ・ 売り方参加者は、前aに掲げる事項を申告したときは、訂正後のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットにより当該売買約定を決済するものとします。 <p>支払代金とは、一日におけるカーボン・クレジットの買付けに係る売買代金等相当額を参加者ごとに（一の参加者において決済口座を複数に分け</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該通知は、売買約定が成立した日の翌日の午前8時からカーボン・クレジット市場システムを介して、確認することができます。 ・ 申告時限は売買約定が成立した日の翌日から起算して3日目（決済日の2日前）の午後1時00分までとします。 ・ 当取引所所定の申告書を提出ください。 |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>② 受領代金</p> <p>(3) 引渡しクレジット及び受取りクレジット</p> <p>① 引渡しクレジット</p> <p>② 受取りクレジット</p> <p>(4) 売り方参加者から当取引所へのカーボン・クレジットの事前の移転</p> | <p>ている場合は決済口座の単位をいいます。以下同じ。) 合算した金額をいいます。</p> <p>受領代金とは、一の日におけるカーボン・クレジットの売付けに係る売買代金等相当額を参加者ごとに合算した金額をいいます。</p> <p>・ 引渡しクレジットとは、一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、売り方参加者ごとかつ3.(5)cで指定したクレジット認証番号ごとに合算したカーボン・クレジットをいいます。</p> <p>・ 受取りクレジットとは、一の日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、買い方参加者ごとクレジット認証番号ごとに合算したカーボン・クレジットをいいます。</p> <p>・ 売り方参加者は、決済日の前日、かつ当該日の午前11時00分までにクレジット登録簿において当取引所名義のクレジット口座に移転する方法により、当取引所に引渡しクレジットの移転を行うものとします。</p> <p>・ 当取引所は、買い方参加者による支払代金の支払いが行われるまでの間、当該移転が行われたカーボン・クレジットを売り方参加者のために保有するものとします。</p> | <p>・ 参加者は、売買約定が成立した日の翌日の午前8時にカーボン・クレジット市場システムを介して自身の支払代金と受領代金を照会することができます。</p> <p>・ 支払代金と受領代金の差引計算は行いません。</p> <p>・ 引渡しクレジットと受取りクレジットについては、同一の参加者における同一のクレジット認証番号に係るカーボン・クレジットの数量の差引計算は行いません。</p> |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|---------------------------------|---|---|
| (5) 買い方参加者による支払代金の支払い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い方参加者は、決済日の当日、かつ当該日の午前 11 時 00 分までに、当取引所が指定する金融機関（以下「資金決済銀行」といいます。）に開設した当取引所名義の預貯金口座（以下「当取引所資金口座」といいます。）への振込みにより、当取引所に支払代金を支払うものとし、 ・ 当取引所は、当該振込みが行われた支払代金を売り方参加者のために受領するものとし、売り方参加者は、当取引所が当該支払代金を受領した時点で、買い方参加者から支払代金を受領したものと、以後、買い方参加者に対して代金の支払いを請求することはできないものとし、 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 決済日より以前に当取引所資金口座に着金した場合、当取引所はその代金を買い方参加者へ払い戻します。 ・ 資金決済銀行は三菱UFJ銀行 日本橋中央支店とします。 |
| (6) 当取引所のカーボン・クレジットの保有及び移転 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、(5) の支払代金の支払い（全額が振り込まれた場合に限ります。）を受けた時点以降、当該支払代金の決済単位に係るカーボン・クレジットのうち、(3) で当取引所が売り方参加者のために保有するものを当該決済単位に係る買い方参加者のために保有するものとし、それをもって、当該売り方参加者は、当該決済単位に係るカーボン・クレジットを当該買い方参加者に移転したものとします。 | |
| (7) 当取引所から売り方参加者への受領代金の振込み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、決済日の午前 11 時 00 分以降に、(5) の支払代金の受領を確認した売買約定の決済に係る受領代金を、同日中に、売り方参加者があらかじめ指定した預貯金口座に振り込みます。 | |
| (8) 当取引所から買い方参加者へのカーボン・クレジットの移転 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、(5) の支払代金の受領を確認した後、決済日の午前 11 時 00 分以降に、(4) で移転された受取りクレジットを、同日中に、買い方参加者があらかじめ指定したクレジット口座に移転します。 | |
| (9) 適格請求書等の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市場において成立した売買約定の決済に係る適格請求書の作成、授受等は、媒介者交付特例を適用し、当取引所が行います。 ・ 当取引所は、売り方参加者に代わり、買い方参加者に対し決済日以降速 | <p>※2023 年 10 月からのインボイス制度の導入に対応し、媒介者交付特例に基づく当取引所による適格請求書等</p> |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|-----------------|---|--|
| | <p>やかに、決済単位ごとに当取引所の社名及び登録番号を記載した適格請求書を電磁的記録にて提供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、売り方参加者に対し、決済日以降速やかに、当該適格請求書に記載された事項のうち買い方参加者情報の記載を省略した精算書を電磁的記録にて提供するものとします。 | <p><u>の提供に関して規定します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 適格請求書とは、消費税法 57 条の 4 第 1 項に規定する適格請求書のことをいいます。 媒介者交付特例とは、媒介又は取次ぎを行う者が渡方当事者に代わって適格請求書を交付する制度（消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）²第 70 条の 12）のことをいいます。 登録番号とは消費税法第 57 条の 2 第 4 項に定める登録番号のことをいいます。 当取引所から参加者への適格請求書等の提供は、当取引所が指定する方法により行います。 |
| 5. 決済不履行等に伴う取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 参加者が売買約定に係る決済を履行しないとき又はその履行が困難であるときとして次の（1）から（4）に掲げるときは、売買約定を取り消すものとし、以降の決済に係る手続きは行わず、行われた決済については原状回復するものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> カーボン・クレジットの決済において、売買約定の取消しが発生した場合、当該売買約定に関連し、当取引所に移転したクレジット又は当取引所に振り込んだ代金は参加者に返還します。その他、参加者に当該取消しに伴う費用又は損害が生じたとしても、当該費用又は損害は当該参加 |

² 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 135 号）による改正後の消費税法施行令をいいます。

| 項目 | 概要 | 備考 |
|------------------------------|---|---|
| (1) 決済日以前のカーボン・クレジットの移転困難の判明 | <ul style="list-style-type: none"> • 3. (5) cにより指定したクレジット認証番号に過誤がある場合又は約定したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合において、4. (1) bに規定するカーボン・クレジットの移転が困難である旨の申告があるときは、当取引所は、当該引渡しクレジットに係る売買約定を取り消すものとします。 • 当取引所は、以降の手続きを行わないこととした場合には、当該決済の相手方である買い方参加者に対して、売買約定が成立した日の翌日から起算して3日目（決済日の2日前）の午後4時00分までに連絡するものとします。 | <p>者自身が負担することになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 以降の手続きを行わないことによって訂正された支払代金と受領代金についても、カーボン・クレジット市場システムを介して照会することができます。 |
| (2) カーボン・クレジットの移転不履行 | <ul style="list-style-type: none"> • 決済日の前日の午前11時00分において、売り方参加者による当取引所への引渡しクレジットの全部の移転が行われなかった場合には当該売買約定を取り消し、以降の手続きを行いません。 • 決済日の前日の午前11時00分において、売り方参加者による当取引所への引渡しクレジットの移転が一部のみ行われた場合は、当該引渡しクレジットのうち、一部のみ移転が行われたクレジット認証番号に係る決済単位のうち、カーボン・クレジットの数量が少ないものから昇順に並べ（数量が同数の場合は抽選）、上から合算していった数量が、当取引所が受領したカーボン・クレジットの数量を超過する決済単位以降に係る売買約定を取り消し、以降の手続きを行いません。 | <ul style="list-style-type: none"> • 当該売り方参加者が決済単位の一部のカーボン・クレジットの移転を行った場合には、売買約定の取消しを行った上で、移転済みのカーボン・クレジットを当取引所から売り方参加者に返還します。 |

| 項目 | 概要 | 備考 |
|----------------|--|---|
| (3) 代金の支払不履行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 決済日において、支払期限までに買い方参加者から支払代金の全部又は一部の支払いが行われなかった場合には、当取引所は、当該支払代金に係る売買約定を全て取り消し、以降の手続きを行いません。 ・ 4.(4) で当取引所が決済日の前日に移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットを売り方参加者に返還するものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払期限までに支払代金の全部又は一部の支払いを行わなかった買い方参加者が別のカーボン・クレジットの売り方であった場合、当該買い方参加者の決済単位に属するカーボン・クレジットの売却分に係る決済単位情報については売買約定の取消しを行わず、通常どおり手続きを行います。 ・ 当該買い方参加者が支払代金の一部を支払った場合には、売買約定の取消しを行った上で、支払い済みの金額に相当する金銭を当取引所から買い方参加者に返金します。 |
| (4) 参加者の売買の停止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が、売買の停止等を受けた場合であって当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたときには、当取引所は当該参加者が当事者になっている売買約定を取り消すものとします。 ・ 4.(4) で当取引所が決済日の前日に移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジットを売り方参加者に返還するものとします。 | |
| 6. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途、政府保有クレジットの販売に関する規定を設けます。 | |

Ⅲ. 実施時期（予定）

本市場の売買は 2023 年 10 月を目途に開始します。

なお、参加者の登録の申込みの受付は 2023 年 7 月を目途に開始します。

以 上